○法務省告示第三百四十八号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ハワイ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十五年九月二十四日

法務大臣　谷垣　禎一

氏　名　ダーシー・ヒデオ・キシダ

生年月日　千九百六十八年七月十七日

国　籍　アメリカ合衆国

○農林水産省告示第二千四百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県庄原市東城町森字大亀谷一三二の一七から一三二の一九まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町今田字横受二〇一八の二、二〇一九の二、二〇一九の四、二〇一九の五、二〇二〇の二、二〇二一の二、二〇二二の二、二〇三三の二、二〇三六の二、二〇三七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二千四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町今田字横受二〇一八の二、二〇一九の二、二〇一九の四、二〇一九の五、二〇二〇の二、二〇二一の二、二〇二二の二、二〇三三の二、二〇三六の二、二〇三七の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　農道用地とするため

○農林水産省告示第二千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市関金町関金宿字上割二三九七の六、二三九七の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県日野郡日野町板井原字家ノ空三九八の二・三九九の六・四〇〇の二（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　鳥取県倉吉市立見字大清水九六三の三（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県庁及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　京都府綾部市味方町アミダジ四九の三（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県島尻郡久米島町字儀間東上原二〇〇八の一一六・二〇〇八の一七一・二〇〇八の一七二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び久米島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十五年九月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　沖縄県島尻郡久米島町字儀間東上原二〇〇八の一一六・二〇〇八の一七一・二〇〇八の一七二・字比嘉後原二一八三の一（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・二一六一の三・二一六一の八（以上二筆国有林。）

二　保安林として指定された目的　干害の防備

三　解除の理由　河川管理施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県庁及び久米島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第八百七十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十九号）の一部の施行に伴い、独立行政法人海上災害防止センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人海上災害防止センターが民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を廃止する告示を次のように定める。

平成二十五年九月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

独立行政法人海上災害防止センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準及び独立行政法人海上災害防止センターが民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準を廃止する告示

次に掲げる告示は、廃止する。

一　独立行政法人海上災害防止センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年国土交通省告示第千四百十六号）

二　独立行政法人海上災害防止センターが民間等出資に係る不要財産を譲渡したときに主務大臣が算定する金額の算定基準（平成二十二年国土交通省告示第千四百十七号）

附　則

この告示は、平成二十五年十月一日から施行する。

○国土交通省告示第八百七十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十九第一項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十五年九月五日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十五年九月二十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	製造者の住所
第M—279号	洗浄機（貨物艙原油洗浄設備を構成するもの）	UPM—6580	TANKTECH CO., LTD.	388—1, Gupyeong—dong, Saha—gu, Busan, Republic of Korea
第M—280号	〃	NPM—40	〃	〃
第M—281号	〃	NPM—50	〃	〃